

議案第 21 号

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例制定について

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一
部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例
第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事
務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、
同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行
する。